

サービス内容略称	算定項目		合成		算定
			単位数	単位	
通所リハ感染症災害3%加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合		所定単位数の	3% 加算	1回につき
通所リハ生活行為向上リハ継続減算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算	対象月から6月以内	所定単位数の	15% 減算	
通所リハ理学療法士等体制強化加算	理学療法士等体制強化加算			30 単位加算	30 1日につき
通所リハ延長加算1	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合	8時間以上9時間未満の場合		50 単位加算	50 1回につき
通所リハ延長加算2		9時間以上10時間未満の場合		100 単位加算	100
通所リハ延長加算3		10時間以上11時間未満の場合		150 単位加算	150
通所リハ延長加算4		11時間以上12時間未満の場合		200 単位加算	200
通所リハ延長加算5		12時間以上13時間未満の場合		250 単位加算	250
通所リハ延長加算6		13時間以上14時間未満の場合		300 単位加算	300
通所リハ提供体制加算1	リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満の場合		12 単位加算	12
通所リハ提供体制加算2		4時間以上5時間未満の場合		16 単位加算	16
通所リハ提供体制加算3		5時間以上6時間未満の場合		20 単位加算	20
通所リハ提供体制加算4		6時間以上7時間未満の場合		24 単位加算	24
通所リハ提供体制加算5		7時間以上の場合		28 単位加算	28
通所リハ中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算	1日につき
通所リハ入浴介助加算Ⅰ	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)		40 単位加算	40
通所リハ入浴介助加算Ⅱ		入浴介助加算(Ⅱ)		60 単位加算	60
通所リハマネジメント加算Ⅰ	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)		330 単位加算	330 1月につき
通所リハマネジメント加算A11		リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	同意日の属する月から6月以内	560 単位加算	560 1月につき
通所リハマネジメント加算A12		リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	同意日の属する月から6月超	240 単位加算	240
通所リハマネジメント加算A21			同意日の属する月から6月以内	593 単位加算	593
通所リハマネジメント加算A22		リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	同意日の属する月から6月超	273 単位加算	273
通所リハマネジメント加算B11			同意日の属する月から6月以内	830 単位加算	830
通所リハマネジメント加算B12		リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	同意日の属する月から6月超	510 単位加算	510
通所リハマネジメント加算B21			同意日の属する月から6月以内	863 単位加算	863
通所リハマネジメント加算B22		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) (3月に1回を限度)	同意日の属する月から6月超	543 単位加算	543
通所リハマネジメント加算Ⅳ1			同意日の属する月から6月以内	1220 単位加算	1,220
通所リハマネジメント加算Ⅳ2	同意日の属する月から6月超	900 単位加算	900		
通所リハ短期集中個別リハ加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算			110 単位加算	110 1日につき
通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(週2日限度)		240 単位加算	240
通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅱ		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		1,920 単位加算	1,920 1月につき
通所リハ生活行為向上リハ旧加算1	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から3月以内		2,000 単位加算	2,000
通所リハ生活行為向上リハ旧加算2		利用開始日の属する月から3月超6月以内		1,000 単位加算	1,000
通所リハ生活行為向上リハ加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から6月以内		1,250 単位加算	1,250
通所リハ若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			60 単位加算	60 1日につき
通所リハ栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50 単位加算	50 1月につき
通所リハ栄養改善加算	栄養改善加算			200 単位加算	200 月2回限度
通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20 1回につき
通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5
通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150 月2回限度
通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160
通所リハ重度療養管理加算	重度療養管理加算			100 単位加算	100 1日につき
通所リハ中重度者ケア体制加算	中重度者ケア体制加算			20 単位加算	20
通所リハ科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40 1月につき
通所リハ同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合			94 単位減算	-94 1日につき
通所リハ送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47 片道につき
通所リハ移行支援加算	移行支援加算			12 単位加算	12 1日につき
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 単位加算	22 1回につき
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位加算	18
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12 単位加算	12
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			6 単位加算	6
通所リハ処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 47/1000 加算	1月につき
通所リハ処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 34/1000 加算	
通所リハ処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 19/1000 加算	
通所リハ処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	
通所リハ処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	
通所リハ特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 20/1000 加算	
通所リハ特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 17/1000 加算	
通所リハ令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の	1/1000 加算	